東京都主税局委託調査

金融所得課税における所得階層間の公平性に関する各国調査委託報告書　概要版

2023年3月 有限責任 あずさ監査法人

目次

Page

01 調査の概要 02

02 米国 04

03 カナダ 12

04 ドイツ 20

05 国際比較・考察 27

01　調査の概要

1. 本紙の位置づけ

本報告書は、「金融所得課税における所得階層間の公平性に関する各国調査委託」（以下「本委託」とする。）における調査結果をまとめたものである。

2. 契約期間

令和4年10月7日から令和5年3月31日まで

3. 本委託の目的

諸外国における個人の金融所得課税の仕組みを明らかにし、所得階層間の税負担の公平性を確保する観点及び中低所得者の資産形成に与える影響に配慮する観点等から調査・分析を行い、我が国における望ましい金融所得課税のあり方について検討することを本調査の目的とする。

4. 調査方法

本調査では、各国政府のwebサイトや政府税制調査会の資料を中心とする文献調査のほか、政府機関、学識経験者、税理士等の有識者に対しヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は対面によるインタビューのほか、オンライン会議やメールによる文書回答を通じて行った。

5. 調査対象国の選定

調査対象国は、米国、英国、ドイツ、フランス、オランダ、カナダ、イタリア、スウェーデン、中国、韓国等のうち、金融所得税の課税方式が分離課税であり３段階の累進税率を用いている米国、単一の税率を用いているドイツ、総合課税であるカナダを選定した。

選定した３か国の地方税の調査にあたっては、人口集中度の高い都市圏である点や経済、金融の中心地である点、東京都と類似性がみられるニューヨーク州ニューヨーク市（以下「NY州」「NY市」という）、オンタリオ州（以下、「OT州」という）を対象に調査を実施した。なお、ドイツについては個人所得税を地方税として徴収していないため州を選定していない。

6. 金融所得の概念

本紙において金融所得とは、特段の定めがない限り「利子、配当、株式売却益」に係る所得をいう。

7. 適用する為替レート

本紙において外貨から円に換算する際に適用する為替レートは、2022年8月1日現在のレートである、1ドル＝133.221円、1カナダドル＝104.065円、1ユーロ＝136.199円を使用する。

なお、ドルは$、カナダドルはCA$、ユーロは€と表記する。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

02 米国

連邦政府・州政府・地方政府の行政機構

- **米国は連邦制を採用する国家であり、それぞれが主権を有する50の州から構成される。地方政府は各州の創造物とされ、各州の憲法または州法において地方自治制度が定められている。**
- **州は連邦憲法の特別規定による制約などを除いて完全な統治権を有しており、課税権もその一つである。一方、地方政府も州憲法または州法の許容する範囲内で課税権を有するが、税率や税制変更に要する手続き等について制限を課されている。**

米国統治の仕組み（立憲連邦共和制）

- 連邦制：連邦政府（中央政府）と50の州及び連邦区の州政府にて構成される。合衆国憲法において、連邦政府の権限及び州政府の一般的な規定について定めており、連邦政府・各州政府はそれぞれ主権を有する。州政府は連邦政府の監督下に置かれておらず、州政府は、連邦政府の下位組織には当たらない。ただし、合衆国憲法・連邦法・州憲法・州法が相互に矛盾する場合には、合衆国憲法及び連邦法が優先される。
- 地方政府（市・群・町・学校区・特別目的区など）は、州政府の下位組織であり、各州の州憲法・州法において地方自治制度は規定される。

連邦政府（Federal Government）

- 3 つの別個の部門、すなわち立法府（連邦議会）・行政府（大統領）・司法府（連邦裁判所）から構成される。
- 権限・責任：合衆国憲法において明確に付与されているものに限定される。
- 権限の例：
 - 課税、徴税権
 - 州間の通商の規制
 - 国防への支出
 - 貨幣の鋳造
 - 移住や帰化の規制
 - 郵便局の設置
 - 諸外国との条約締結など

州政府（State Government）

- 全ての州政府は、連邦政府をモデルとしており、連邦政府同様、立法府（州議会）・行政府（州知事）・司法府（州裁判所）の3部門にて構成される。
- 権限・責任：連邦政府が権限を有するもの及び合衆国憲法第1条10節で規定する州政府禁止事項（「条約・同盟・連合の締結」「貨幣の鋳造」「平時の軍隊の保持」「他州や外国との協定の締結」など）以外については、権限を有する。
- 各州は独自の憲法、公選職員、政府組織を有するとともに、法律を制定・施行し、税を課し、概ね連邦政府や他州政府の介入なく業務を実施する権限を有し、州政府の役割は極めて広い。

地方政府（Local Government）

- 各州法において、地方政府の設置を規定している。全ての州の地方政府には、市と群は存在するが、多くの州でそれ以外の設置も規定している。

（出典）State and Local Government - The White House、米国の統治の仕組み｜About THE USA｜アメリカンセンターJAPAN (americancenterjapan.com)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（1/3）

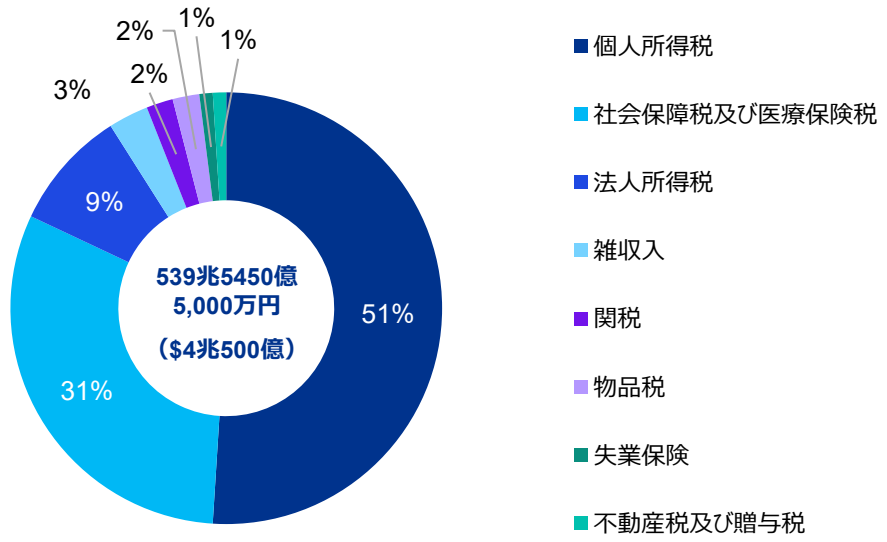
- **米国連邦政府では、金融所得の一部につき段階的分離課税、それ以外の所得について累進税率による総合課税制度を採用している。**

個人所得全般に係る課税制度

課税方式：総合課税と分離課税の組み合わせ

連邦税	▪ 納税者の全所得源泉に対して、連邦政府が課す税金 ▪ 連邦政府：独自の課税権あり ▪ 徴収主体：内国歳入庁（IRS：Internal Revenue Service） ▪ 税率：10-37%（累進課税）
州税及び地方自治体税	▪ 州税は、納税者が所得を生み出した州又は納税者の居住している州が課す税金である。 ▪ 州政府：独自の課税権あり ▪ 地方自治体：州政府の承認の下、独自の課税権あり ▪ 税率 ➢ ほとんどの州が、一部の個人所得税に対して累進税率を適用 ➢ フラット税率（一律）：9州（コロラド・イリノイ・インディア・ケンタッキー・マサチューセッツ・ミシガン・ノースカロライナ・ペンシルベニア ・ユタ） ➢ 州所得税が無い州：アラスカ・フロリダ・ネバダ・サウスダコタ・テネシー・テキサス・ワシントン・ワイオミング

2021年の連邦政府歳入源



- 内国歳入庁（IRS）が管轄する連邦課税制度における最大の歳入源は、個人所得税である。
- 2021年は、連邦政府の歳入の内、**51%（266兆4,420億円（$2兆））**は、個人所得税である。

（出典） State Individual Income Taxes; Self-Employed Individuals Tax Center, U.S. Taxation, United States – Taxation of international executives, Federal Income Tax Calculator; Estimated Taxes

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（2/3）

- **米国連邦では夫婦世帯の申告について、合算申告と個別申告を選択でき、それぞれについて申告要件の金額が定められている。**

個人課税制度（米国連邦政府）

- 源泉別適用対象所得：全世界所得
- 夫婦共同申告：可
- 年齢と申告ステータスに応じた申告要件の最低金額は、下表の通りである。

申告ステータス	2021年12月31日時点の年齢	総所得が下記の金額以上の場合、要申告（単位：百万円）
単身者	65歳未満	1.67 （$12,550）
	65歳以上	1.90（$14,250）
夫婦合算申告	65歳未満（夫婦共に）	3.34（$25,100）
	65歳以上（夫婦のいずれか一方）	3.52（$26,450）
	65歳以上（夫婦共に）	3.70（$27,800）
夫婦個別申告	年齢制限なし	0.001（$5）
特定世帯主	65歳未満	2.51（$18,800）
	65歳以上	2.73（$20,500）
適格寡婦／寡夫	65歳未満	3.34（$25,100）
	65歳以上	3.52（$26,450）

- 基礎控除制度：あり（ただし、高額所得者に対して控除制限制度あり）

課税年度：1月1日～12月31日（暦歴）

自己申告：納税者自身で申告書を作成し、納税額を計算する

源泉徴収：雇用主は、賃金及びその他報酬の各支払額から税金の源泉徴収義務あり。

- 対象：連邦所得税、社会保障税及び医療保険税、州所得税、地方自治体所得税
- ほとんどの州政府及び一部の地方自治体も、所得税の源泉徴収を義務化。所得税以外の源泉徴収税を課している州もある。
- 金融所得は、源泉徴収対象外

申告期限：通常、課税年度終了の翌年**4月15日まで**

連邦所得税・州所得税・地方自治体所得税すべて同日（年末調整はない）

- 内国歳入庁（IRS）のForm 4868「個人所得税申告の提出期限の自動延長申請書」を提出した場合、申告期限が無条件に6ヵ月延長。（納税期限は延長不可）

予定納税：源泉徴収では納税額を満たさないと予想される場合、予定納税義務あり

- 四半期ごとに分割納付
- 納付期限：4月15日、6月15日、9月15日及び翌年1月15日
- 州政府も通常同様の納付スケジュールだが、納付期限が異なる場合あり
- 源泉徴収税控除後の対象年度税額が、133千円（$1,000）未満の個人は、予定納税の対象外
- 納税者は、当該申告年度の**納税額の90%以上**を、源泉徴収払、予定納税、又は双方による納付義務あり。いずれの方法でも納税しない場合、申告時に推定納税額の罰金可能性あり。

（出典） State Individual Income Taxes; Self-Employed Individuals Tax Center, U.S. Taxation, United States – Taxation of international executives, Federal Income Tax Calculator; Estimated Taxes

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（3/3）

- 課税所得は、集計された全ての所得から所得控除項目を差し引いて算定される。
- 課税所得の水準により、適格配当所得及び保有期間１年超の資本資産の売却益（以下「長期キャピタルゲイン」という）に係る税率と、それ以外の所得に係る税率が決定される。

連邦個人所得税の基本計算式（米国連邦政府）

	合計総所得	給与所得、事業所得、配当所得、利子所得、賃貸所得、キャピタルゲインなどの合計
（－）	調整総所得前控除	「調整総所得前控除（Above the Line Deduction）」退職金制度への拠出金、別居（離婚）家族への生活費、学生ローンの利子などが含まれる
＝	**調整後総所得（AGI：Adjusted Gross Income）**	
（－）	調整総所得後控除（標準控除または項目別控除）	「調整総所得後控除（Below the Line Deductions）」
＝	**課税所得**	
×	税率	適格配当所得及び長期キャピタルゲインは、単身世帯、夫婦世帯、特定世帯主ごとに3段階の税率 上記以外の所得は、単身世帯、夫婦世帯、特定世帯主ごとに７段階の累進税率（10%～37%）
＝	**総税負担額**	税額控除額を差し引く前の納税者の税負担額
（－）	税額控除額と前払金	税負担額から直接、税額控除を差し引く
＝	**納税額または還付税額**	所得控除及び税額控除後の最終税額

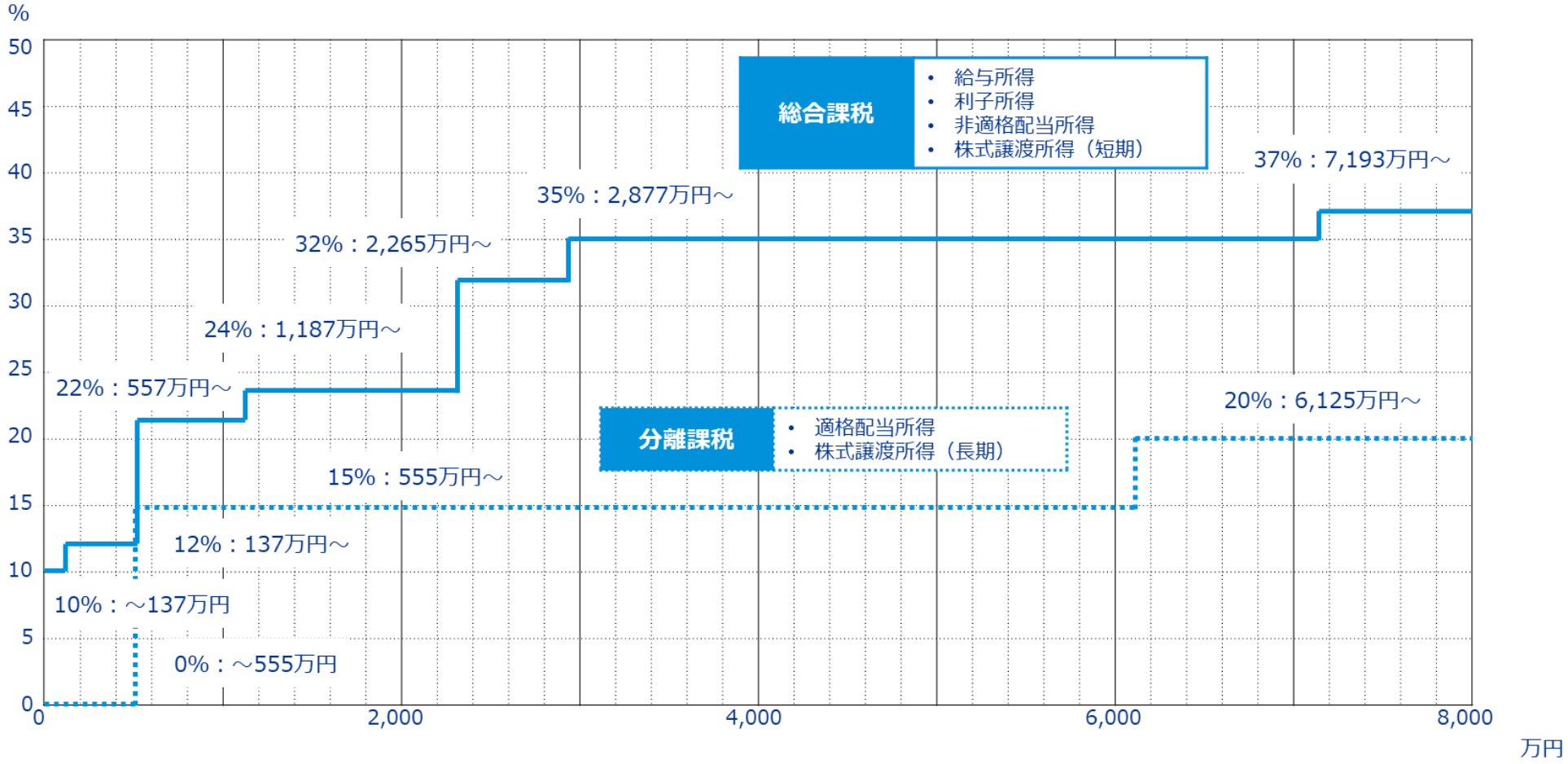
（出典） The Federal Individual Income Tax Formula & Its Components, Individual Income Tax

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得に係る課税方式・税率構造

- **米国連邦では、総合課税だけでなく、分離課税についても段階的な税率を採用している。ただし、リスク資産である配当所得や株式譲渡所得よりも、無リスク資産である利子所得に対する税率が高く設定されている。**



© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク州・ニューヨーク市個人所得税：概要（1/2）

- **NY州及びNY市は、個人所得課税制度において、連邦政府とは異なり、全ての所得に対して総合課税制度を採用している。**

NY州・NY市　個人所得全般に係る課税制度

課税方式：総合課税

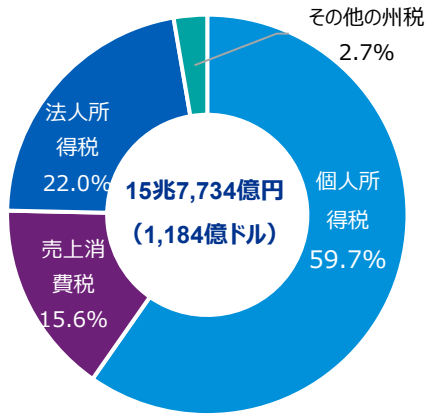
NY州・NY市税

- 州・市独自の徴収制度：連邦政府内国歳入庁（IRS）とは、別の徴収制度を採用
- 徴収主体：NY州税務当局（New York State Department of Taxation and Finance）が徴収
- 税率：
 - -NY州：4-10.9%（累進課税）
 - -NY市：3.078-3.876%（累進課税）

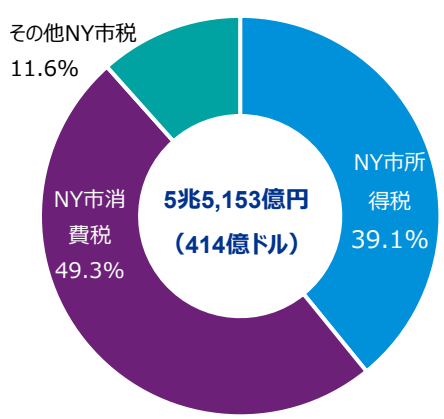
NY州住民[*1]は、以下のいずれかの場合には、州所得税の申告書の提出義務あり

- 連邦所得税申告書を提出する必要がある場合
- 連邦所得税申告書の提出はないが、NY州課税所得金額が53万3千円（$4,000）以上
- 給与源泉徴収のNY州・NY市の所得税の還付請求をしたい場合
- 繰越可能な税額控除等を請求する場合
- **課税年度：**1月1日～12月31日（暦歴）
- **申告期限：**通常、課税年度終了の翌年**4月15日まで**
 - NY州政府のForm g IT-370「Application for Automatic Six-Month Extension of Time to File for Individuals (個人所得税申告の提出期限の6か月自動延長申請書」を提出した場合、申告期限が無条件に6ヵ月延長。（納税期限は延長不可）

NY州政府　税収内訳（2021年度）



NY市政府　税収内訳（2021年度）



- NY州政府の税収総額（2021年度）は、15兆7,734億円（$1,184億）であり、最大の歳入源は個人所得税である。2021年度は、全体の約6割、9兆4,187億円（$707億）が個人所得税である。
- NY市政府の税収総額（2021年度）は、5兆5,153億円（$414億）であり、個人所得税は、売上消費税に次ぐ2番目の収入源である。2021年度は、全体の約4割、2兆1,582億円（$162億）を個人所得税が占める。

*1：NY州非居住者であっても、所得の源泉がNY州の場合（勤務地がNY州など）には、NY州所得税申告書の提出義務あり。NY市税については、所得の源泉に関係なく、NY市居住者のみが課税される（現地ヒアリング）。

（出典）Audits, bills, and collections (ny.gov)；Filing information for New York State residents (ny.gov)；Instructions for Form IT-201 Full-Year Resident Income Tax Return Tax Year 2021 (ny.gov)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク州・ニューヨーク市個人所得税：概要（2/2）

- 連邦政府個人所得税申告時の合計総所得をNY州・NY市個人所得税の「合計総所得」として取り扱い、「合計総所得」から州固有の所得控除項目を差し引くことによりNY州・NY市の課税所得が算定される。
- NY州とNY市で固有の税率と税額控除が設定されており、それぞれの税率を乗じた後の金額から税額控除額等を差し引くことによりNY州とNY市それぞれの納税額または還付金額が算定される。

NY州・NY市の個人所得税の基本計算式

	合計総所得	連邦政府個人所得税申告時の合計総所得
（－）	調整後総所得に関する調整額／所得控除額	NY州固有の所得控除
＝	**NY州調整後総所得（AGI）**	
（－）	標準控除または項目別控除	NY州調整後総所得（AGI）から標準又は項目別控除を差し引く
＝	**NY州課税所得**	
		ここまでは、NY州・NY市ともに、同一の計算式
×	税率	NY州・NY市、それぞれ固有の税率を適用
＝	**総税負担額**	
（－）	税額控除額と前払金	NY州・NY市、それぞれ固有の税額控除
＝	**納税額または還付税額**	

（出典） The Federal Individual Income Tax Formula & Its Components, Individual Income Tax

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

03　カナダ

連邦政府・州政府・地方政府の行政機構

- **カナダは10の州と3つの準州からなる連邦制国家である。連邦および州の権限は憲法上に列記されているものの、憲法改正等を経て、連邦と州は対等の権限を持っていると解されている。地方政府は各州の創造物とされ、各州の州法において地方自治制度が定められている。**
- **課税権についても同様の経緯により、連邦と州は同等の権限を有すると解されている。一方、地方政府は州法から授権された範囲内で課税権を有する。**

カナダ統治の仕組み（立憲連邦君主制）

- 連邦制：連邦政府（中央政府）と10州（Province）及び3準州（Territory）の州・準州政府にて構成される。憲法において、連邦政府及び州・準州政府の権限について定めており、連邦政府・各州・準州政府はそれぞれ主権を有する。州・準州政府は連邦政府の監督下に置かれておらず、州政府は、連邦政府の下位組織には当たらない。ただし、憲法において、連邦法は、州法に優先する旨、規定している。
- 君主制：イギリス連邦王国の1つであり、イギリス国王が国家元首である。国家元首の代理として、連邦政府に総督、州政府に副総督を設置。ただし、総督の権限・責任は、形式的である。
- 地方政府は、州政府の下位組織であり、各州の州法において地方自治制度は規定される。

連邦政府（Federal Government）

- 3 つの別個の部門、すなわち立法府（上院・下院両議会）・行政府（内閣）・司法府（最高裁判所）から構成され、いずれの長も国家元首が担っている。
- 権限・責任：憲法において州政府の専属権限として規定しているもの以外について権限を有する。
- 権限の例：
 - 国防・外交政策
 - 州間の商取引及び国際貿易
 - 漁業
 - 税制・金融制度
 - 銀行業、紙幣
 - 先住民族、人権など

州・準州政府（Provincial Government）

- 全ての州政府は、連邦政府同様、立法府（州議会）・行政府（議員）・司法府（州裁判所）の3部門にて構成される。
- 権限・責任：憲法において、州の組織について規定している他、州政府の専属権限として明確に規定しているものに限定される。州の専属権限は、教育・保健・道路・地方財政・徴税権・財産権及び市民権など、地方的・民事的事項に関し16項目を定めている。
- 州の憲法は存在しないが、各州において、議会法、選挙法等を州法として規定している。

地方政府（Municipal Government）

- 各州法において、地方政府の設置を規定している。
- 地方政府には、都市自治体（city/town/villageなど）と都市以外の広域自治体（district/municipality/countyなど）がある。

（出典） Federalism in Canada | The Canadian Encyclopedia、The Branches of Government (leg.bc.ca)、Parliamentary System | The Canada Guide、世界の法制度　～欧州編～ (bizlawjapan.com)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（1/3）

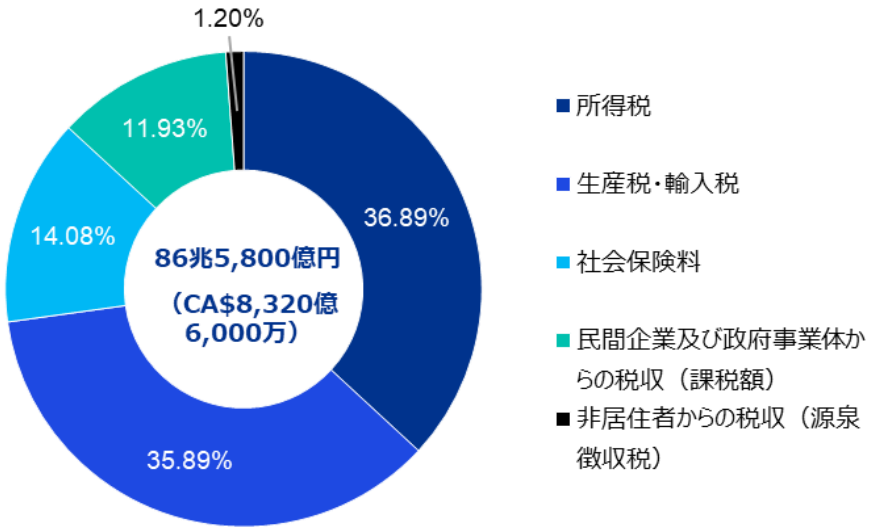
- **カナダ連邦政府では、全ての所得について累進税率による総合課税制度を採用している。また、州又は準州政府において、固有の所得税が課される。**

個人所得全般に係る課税制度

課税方式：総合課税

連邦税	▪ 納税者の全所得源泉に対して、連邦政府が課す税金 ▪ 徴収主体：カナダ歳入庁（CRA：Canada Revenue Agency） ▪ 税率：累進課税であり、個人の所得に応じて15-33%
州税及び準州税	▪ 10の州と3の準州がある ▪ 州政府税又は準州府税は、納税者が所得を生み出した州（準州）又は納税者の居住している州（準州）が課す税金 ▪ 徴収主体：カナダ歳入庁（CRA）（アルバータ州・ケベック州以外）が徴収の上、州政府に支払い ▪ 税率：州・準州政府のいずれにおいても累進税率 — 各州又は準州は、独自の税率及び対応する基準額を設定 — 最低税率：11.5%（ヌナブト準州） — 最高税率：25.75%（ケベック州）
特別規定（ケベック州税）	▪ ケベック州は、独自の納税申告書を利用（ケベック州以外のカナダの納税者は、一元化された所得税徴収システムの元、一つの納税申告書を作成） ▪ 徴収主体：ケベック州歳入庁（ARQ： Association des radiologistes du Québec）

2021年の連邦政府歳入源



- 連邦課税制度における最大の源泉となってる項目は、個人所得税である。
- 2021年、連邦税歳入総額の36.9%にあたる31兆9,200億円（CA$3,068億）が個人所得税である。

（出典） State Individual Income Taxes; Self-Employed Individuals Tax Center, U.S. Taxation, United States – Taxation of international executives, Federal Income Tax Calculator; Estimated Taxes

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（2/3）

- **カナダ連邦政府では個人単位で一定の基準を満たす場合に申告義務が発生し、夫婦世帯での共同申告は認められていない。**

個人課税制度（カナダ連邦政府）

カナダ連邦政府による個人所得税の概要は、以下の通りである。

- 源泉別適用対象所得：全世界所得
- 夫婦共同申告：不可
- 申告要件：以下のいずれかの基準を1つ以上満たす場合には申告書の提出必要
 - ✓ （年齢・金額にかかわらず、）給与所得・投資またはその他所得等の所得がある
 - ✓ カナダ居住者（留学生、海外旅行中の個人も含む）
 - ✓ 自営業者であり、カナダ年金計画 (CPP：Canada Pension Plan) および雇用保険 (EI：Employment Insurance)等の支払い義務がある
 - ✓ 配偶者または内縁のパートナーと、別の収入がある
 - ✓ 住宅金融公庫プラン（HBP：Home Buyer's Plan）又は生涯学習プラン (LLP：Lifelong Learning Plan) を利用し、返済義務がある
 - ✓ 登録退職貯蓄年金 (RRSP) から資金を払戻した（HBP又はLLPの場合は不要）
 - ✓ 住宅・車両・その他資産等の資産を売却または処分（キャピタルゲインが発生しなかった場合にも申請必要）
 - ✓ 老齢保障（Old Age Security）又は雇用保険給付（Employment Insurance Benefit）の一部につき、返済が必要
 - ✓ 政府の社会保障、カナダ勤労給付（CWB：Canada Workers Benefit）等の経済的支援を受けている
 - ✓ カナダ歳入庁（CRA）から申告要請を受領
- 基礎控除制度：あり（基礎個人（BPA：Basic Personal Amount）税額控除制度）
- 課税年度：1月1日～12月31日（暦歴）
- 源泉徴収：雇用主は、賃金及びその他報酬の各支払額から税金の源泉徴収義務あり
 - — 対象：連邦所得税、州・準州所得税、カナダ年金計画（CPP）、雇用保険（EI）
- 申告方法
 - — 対象：カナダ居住者はすべて申告書「T1」提出義務あり
 - — 雇用主は、毎年2月末日までに源泉徴収額などを記載した「T4」の発行義務あり
 - — 各個人は「T4」に基づき、雇用収入・源泉徴収額を報告し、「T1」上で所得税が決定
 - — 所得税額が源泉徴収額を上回る場合、納税者個人は「T1」提出と同時に追加納税
 - — 所得税額が源泉徴収額を下回る場合は、税金還付
- 申告期限：通常、課税年度終了の翌年4月30日まで
- 予定納税
 - — 四半期ごとに分割納付
 - — 納付期限： 3月15日、6月15日、9月15日、12月15日
 - — 投資収入に基づいて支払われた所得税が年間31万2千円（CA$3,000）超の場合、カナダ歳入庁は、翌年から予定納税を求める通知を発行
 - — なお、ケベック州は、カナダ歳入庁とは別に、州所得税の支払金額が年間18万7千円（CA$1,800）超の場合、予定納税の支払いを課している

（出典） Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments (statcan.gc.ca); Who Should File Income Tax Return in Canada? - Consolidated Canada (consolidatedcreditcanada.ca)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（3/3）

- **課税所得は、一般所得、事業所得、投資所得、キャピタルゲインの合計から所得控除額を差し引いて算定される。**
- **総合課税のため適用される税率は単一であり、課税所得の水準に基づき税率が決定される。**

連邦個人所得税の基本計算式（カナダ連邦政府）

	総所得合計	**一般所得、事業所得、投資所得、キャピタルゲインの合計（標準所得）**
（－）	控除額	例： — 自営業等所得のカナダ・ケベック州年金制度（CPP/QPP）への拠出に係る控除 — 登録年金制度 — 登録退職貯蓄年金（RRSP）及びプール型退職年金（PRPP）に係る控除 — 普遍的保育手当（UCCB）の払戻し — 養育費用控除 — 障害者支援控除 — 雇用費用控除
＝	**純所得**	
（－）	控除	例： — カナダ軍人及び警察官の控除 — 従業員住宅移転ローン — 過年度の有限責任パートナーシップの損失 — 過年度のキャピタルロス以外の損失 — 過年度の純キャピタルロス — キャピタルゲイン控除
＝	**課税所得**	
×	税率	***5段階の累進税率（15%～33%）***
＝	**総税負担額**	
（－）	税額控除／最低課税額（Income Threshold）*1	例：**税負担額から直接控除可能な金額（控除可能金額×15%：連邦政府最低税率）** — 連邦基礎個人税額控除 — 配偶者控除・扶養控除 — GST/HST控除 — カナダ児童手当（CCB） — 児童障害手当（CDB） — 障害控除（DTC） — カナダ介護者控除（CCC） — 医療費（所得3%と政府年間医療費額のいずれか低い額） — 大学授業料 — 住宅アクセシビリティ控除（HATC） — カナダ勤労給付（CWB） — カナダ訓練控除
＝	**納税額または還付税額**	

*1：最低課税額（income threshold）：課税所得に税率を乗じた総税負担額から控除する金額である。

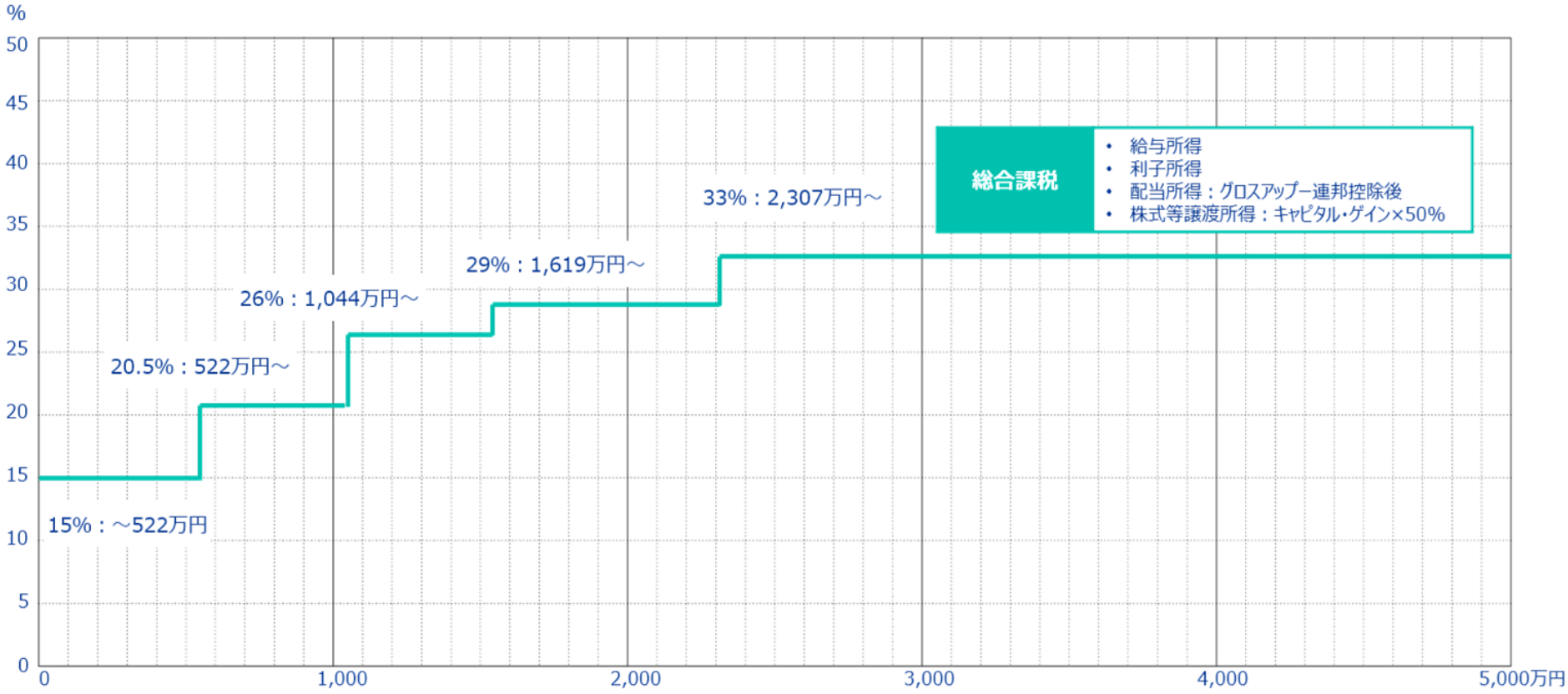
（出典） Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments (statcan.gc.ca); What are tax deductions, credits and benefits? - FREE Legal Information | Legal Line

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得に係る課税方式・税率構造

- **カナダは金融所得を含む全ての所得について総合課税を適用している。ただし、配当所得については、グロスアップ率と連邦控除率の適用後の金額が、キャピタルゲインについてはその50%相当額が総所得合計に合算された上で、累進課税が適用される 。**



© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

オンタリオ州個人所得税：概要（1/2）

- **OT州は、個人所得課税制度において、連邦政府と同じく、全ての所得に対して総合課税制度を採用している。**

OT州　個人所得に係る課税制度

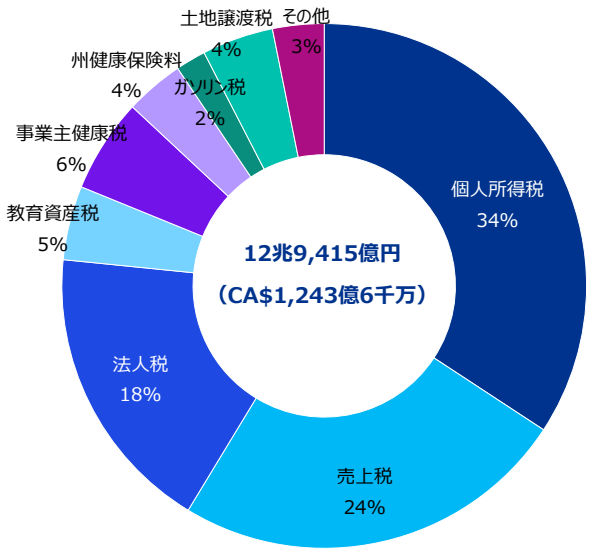
課税方式：総合課税

OT州税	▪ 所得税共同徴収制度（joint income tax collection system）：原則、カナダ全土の国民は、連邦政府と共通の納税申告書に記入 ▪ 徴収主体：カナダ歳入庁（CRA：Canada Revenue Agency） ▪ 税率：累進課税であり、個人の所得に応じて5.05-13.16%

OT州住民は、連邦政府の所得税の申告要件に該当する場合、連邦政府と共通の納税申告書を通じて、申告書を提出

- 州個別の申告要件はない
- 課税年度：連邦政府と同じ（1月1日～12月31日（暦歴））
- 申告期限：連邦政府と同じ（通常、課税年度終了の翌年4月30日まで）

OT州政府　税収内訳（2021年）



（出典）9.2.1 Who charges you income tax - Canada.ca; 9.2.5 Provincial and territorial income tax - Canada.ca ; 2021-22 Third Quarter Finances | ontario.ca

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

オンタリオ州個人所得税：概要（2/2）

- 連邦政府個人所得税申告時の課税所得を州、準州の「課税所得」として取り扱い、「課税所得」に州固有の税率を乗じることで州政府個人所得税の「総税負担額」が算定される。
- 州では固有の税金及び税額控除が設定されており、「総税負担額」から税額控除、減税額を減算、州固有の税金を加算することにより納税額または還付金額が算定される。

OT州の個人所得税の基本計算式

	総所得合計
（－）	控除額
＝	**純所得**
（－）	控除
＝	**課税所得**
×	州税率
＝	**州総税負担額**
（－）	州税額控除（provincial tax credits）／最低税額控除（Income Threshold）
（＋）	州税
（－）	州税額減税（provincial tax reduction）
＝	**納税額または還付税額**

連邦政府、州政府、準州政府は同一の課税所得（taxable income）を利用（ケベック州を除く）

州に固有の所得控除なし

課税所得を基準に5段階の累進課税（*5.05%～13.16%*）

税負担額から直接控除可能な金額
（控除可能金額×*5.05%*(州政府最低税率)）

州固有の税金
- 州健康保険料
- 州付加税金

税金負担額から減額可能な金額

（出典）Payroll Deductions Tables - CPP, EI, and income tax deductions - Ontario - Canada.ca

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

04 ドイツ

連邦政府・州政府・地方政府の行政機構

- **ドイツは連邦制を採用する国家であり、それぞれが主権を有する16の州から構成される。**
- **市町村や郡といった地方政府は各州の下部組織とされ、各州が定める州憲法や市町村法により組織形態や事務が規定されるものの、憲法に相当する連邦共和国基本法において自治権が保障されている。**
- **ドイツの租税は共有税、連邦税、州税、市町村税に区分され、共有税以外の租税について、各税目に係る収益権・立法権・徴収権が連邦、州、市町村それぞれに配分されている。**

ドイツ統治の仕組み（立憲連邦共和制）

- 連邦制：連邦政府（中央政府）と13州と3都市州（ベルリン州・ハンブルク州・ブレーメン州）の州政府にて構成される。憲法に相当する連邦共和国基本法において、連邦政府及び州政府の権限について定めており、連邦政府・各州政府はそれぞれ主権を有する。州・準州政府は連邦政府の監督下に置かれておらず、州政府は、連邦政府の下位組織には当たらない。ただし、連邦共和国基本法において、連邦法は、州法に優先する旨、規定している。
- 地方政府は、州政府の下位組織であり、各州の州法において地方自治制度は規定される。

連邦政府（Bundesregierung）

- 3 つの別個の部門、すなわち立法府（内閣・連邦首相）・行政府（連邦大統領）・司法府（連邦裁判所）から構成される。
- 権限・責任：連邦共和国基本法において明確に付与されているものに限定される。
- 権限の例：
 - 外交・国防
 - 通貨
 - 関税
 - 郵便
 - 労働法
 - 交通法
 - 民法、刑法
 - 財政法など

州政府（Landersregierungen）

- 全ての州政府は、連邦政府同様、立法府（州議会）・行政府（州内閣・州首相）・司法府（州裁判所）の3部門にて構成される。
- 権限・責任：連邦共和国基本法において連邦政府に付与されているもの以外につき権限を有する。州政府の立法権として、教育制度、文化政策、地方自治制度、警察制度などを有するが、州政府の立法権は連邦政府に比して、非常に限定的である。一方で、行政権の分野では、連邦政府と比して、州政府に重点のある権力配分となっている。
- 各州は独自の憲法・法律を有するとともに、徴税、自治権及び公安管轄権を有する。また州の行政機関は州法の他に原則として連邦法の執行も担当する。

地方政府（Städte/Gemeinden）

- 各州法において、地方政府の設置を規定している。
- 地方政府には、都市区（Gemeinden： Stadtstaat/Kreisfreie Stadt/Stadt など）と地方区（Gemeinde：Amtsangehörige Gemeinde/Amtsfreie Gemeinde）がある。

（出典）ドイツ連邦共和国概略 - ドイツ外務省 (diplo.de)、世界の法制度　～欧州編～ (bizlawjapan.com)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（1/4）

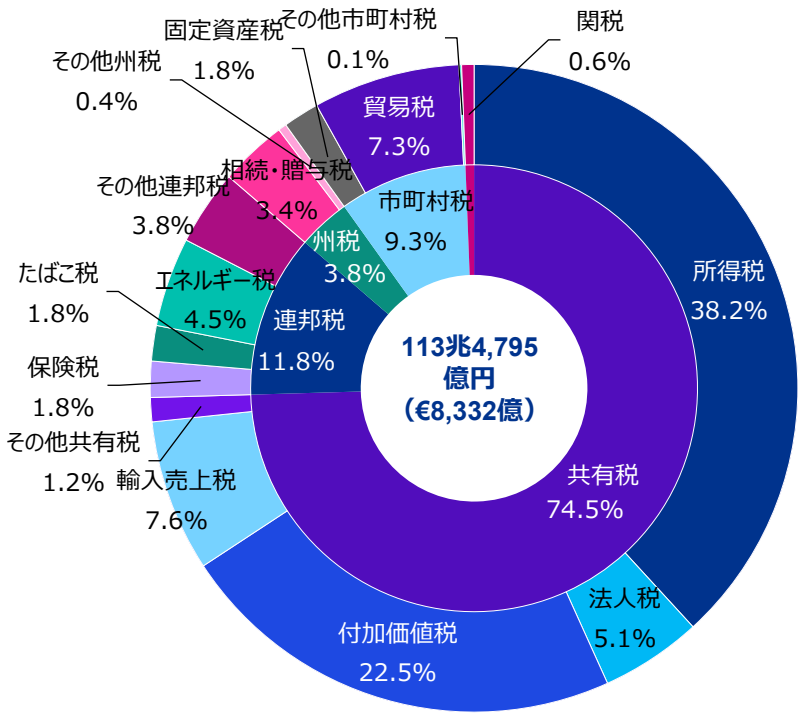
- **ドイツ連邦政府では、金融所得は源泉分離課税、それ以外の所得は累進税率による総合課税制度を採用している。**
- **州税としては所得税を賦課しておらず、共有税として所得税を賦課徴収し、連邦政府、州政府、各地方自治体に配分している。**

個人所得全般に係る課税制度

課税方式：総合課税と分離課税の組み合わせ

共有税	▪ 共有税は、ドイツ基本法第106条第3項の規定に基づき、連邦、州及び地方自治体が共同で徴収。共有税として徴収後、連邦政府・州政府・市町村に配分する。 ▪ 共有税の主な内訳項目は、所得税、法人税、付加価値税（VAT）、及び輸入売上税である。 ▪ 徴収主体：連邦中央税務庁（Budeszentralamt für Steurun） ▪ 税収総額に占める共有税の割合は、7割超
連邦税	▪ エネルギー税、たばこ税、保険税等を徴収 ▪ 連邦税として金融所得に係る税金を賦課していない
州税	▪ 16州あり、相続・贈与税、不動産取得税を徴収 ▪ 州税として金融所得に係る税金を賦課していない
市町村税	▪ 約11,000の市町村があり、固定資産税、貿易税等を徴収 ▪ 市町村税としては金融所得に係る税金を賦課していない

連邦政府　税金配分前の歳入内訳（2021年）



- 連邦課税制度における最大の源泉となってる項目は、所得税である。
- 2021年、連邦政府税金配分前の歳入の内、所得税は全体の38.2%（43兆3,249億円（€3,181億）である。

（出典） Statistisches Bundesamt Deutschland - GENESIS-Online: Tabelle abrufen (destatis.de)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（2/4）

- **ドイツ連邦では夫婦世帯について、共同申告と個別申告を選択でき、共同申告は個別申告の2倍の金額が基準値として設定されている。**
- **金融所得に係る税金は、原則として金融機関が源泉徴収することによって納付される。**

個人課税制度（ドイツ連邦政府）

ドイツ連邦政府による、個人所得税の概要は以下の通りである。

- 源泉別適用対象所得：全世界所得
- 共同課税：夫婦が離婚しておらず、双方とも給与支給がある場合、共同課税が可能
 - 課税所得区分の基準値が2倍
- 申告要件
 - ✓ 免税限度額（2022年：個人課税140万9千円（€10,347）共同課税281万9千円（€20,694）を超える所得を有する自営業者及びフリーランス
 - ✓ 雇用者は、以下のいずれかの場合、申告が必要（所得税法第46条第1項）
 - ① 複数の源泉から所得を得た場合で、補助所得（例：賃貸所得、年金、外国投資所得）が年間5万6千円（€410）超ある
 - ② 賃金代替手当（例：失業給付、疾病給付、出産給付）が年間5万6千円（€410）超ある
 - ③ 賃金税控除（Lohnsteuerabzug）又は諸手当（Freibeträge）を申請した場合、翌年度に申告必要（ただし、給与所得総額が、個人課税1,709千円（€12,550）共同課税3,255千円（€23,900）より小さい場合は申告不要）
 - ④ 国内配偶者の一方が、個人評価を申請した場合、再婚の未亡人、離婚した人
 - ⑤ 雇用主から特別手当（例：退職手当、勤続年数手当、休日手当）がある場合、翌年度に申告必要
 - ⑥ 実際の保険料が、源泉徴収された健康保険及び介護保険を上回った場合、申告可能。下回った場合には、給与所得総額が、個人課税 1,709千円（€12,550）共同課税3,255千円（€23,900）超の場合、要申告
- 基礎控除制度（Grundfreibetrag）：あり
- 課税年度：1月1日～12月31日（暦歴）
- 源泉徴収：雇用主は、賃金及びその他報酬の各支払額、金融機関は金融所得について源泉徴収義務あり
 - — 雇用主：連邦・州所得税（賃金税）、社会保険料、
 - — 金融機関：配当・利子にかかる税金、キャピタルゲイン税
- 申告納付：申告書記載の税額の支払義務あり
 - — 対象：「無制限納税義務者（Unbeschränkt Steuerpflichtige）」、すなわちドイツ国内に居住し、賃金税の課税対象となる賃金所得とは別の月額5万6千円（€410）以上の所得がある者
 - — 対象外：被用者が雇用主以外からの収入源を持たず、さらに自営業者ではなく、被用者としての労働だけに従事している場合は申告義務なし
- 申告期限 ：通常、課税年度終了の翌年**5月15日まで**
 - — 税務署に、申告期限の6週間延長申請可能
 - — 申告義務者が、申告期限までに申告書を提出しない場合、6～8週間の間に1カ月以内の提出を要求する通知が届く。
 - — なお提出しない場合には、罰金2万～4万1千円（€150～300）通告
- 予定納税
 - — 年4回（四半期ごとに分割納付）
 - — 納付期限： 3月10日、6月10日、9月10日、12月10日
 - — 課税年度の年間総収入予想の上、当該予測に基づき、四半期ごとに分割納付
- 還付特別審査（ Günstigerprüfung ）
 - — 申告義務者ではない者が、税務当局に対して、申告書の提出を通じて、優遇税制テストの依頼可能。税務当局は、納税者にとって税額が低くなる方を採用の上、税額を計算し、通知。
 - — 申請可能対象制度：投資所得（個人適用税率/一律税率）、児童手当 （児童手当/所得控除）、年金（特別控除/州手当）、交通費（発生費用/距離料金）

（出典） German tax system - Santandertrade.com; German tax system - Santandertrade.com、Mandatory Tax Assessment: Who has to file a tax return? (germantaxes.de)、What is the beneficial tax check? (Günstigerprüfung) (germantaxes.de)

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（3/4）

- **課税所得は、総合課税の対象となる7種類の所得の合計額から高齢者免除額、特別支出、所得控除を差し引いて算定される。**
- **金融所得については、源泉分離課税により各所得に係る一律税率を乗じた金額が源泉徴収されることにより所得税が納付される。**

個人所得税（総合課税）の基本計算式（ドイツ連邦政府）

	所得合計	7種類の所得（給与・事業・自営業・農林業・資本・賃貸・その他所得）の合計額から高齢者免除額*2を控除した金額
（－）	特別支出	所得税法第10, 10h, 33, 33c条等に規定する、事業支出・所得関連経費ではない支出（優遇措置付き私的年金、寄付金、病気などによる突発的な支出等）
＝	**調整後総所得**	
（－）	所得控除	例： — 勤務関連控除 — 人的控除 — 特定支出控除 — 賃貸所得控除 — 欠損金
＝	**課税所得**	
×	税率	金融所得は源泉分離課税で一律税率が適用される 上記以外の所得は、単身世帯、夫婦世帯ごとに4段階の税率（0%～45%）
＝	**総税負担額**	
（－）	税額控除	外国税額控除等（所得税法準則第4条1項）
（＋）	連帯付加税（Solidaritätszuschlag）	一定の限度額を超過した納税者が追加的に支払う税金
（＋）	教会税*1（Kirchensteuer）	教会メンバーの納税者が追加的に支払う税金
（＋）	営業税*1（Gewerbesteuer）	フリーランス・個人事業主が追加的に支払う税金
＝	**納税額または還付税額**	

*1：教会税及び営業税は、該当する場合のみ
*2：高齢者免除額（Altersentlastungsbetrag）：課税年度開始前に64歳以上の給与所得者が、控除可能な金額（所得税法第24条a）。控除金額の算定方法は、賃金及び他のすべての所得合計の14.4%（限度額2022年9万3千円（€684））。2005年から2040年満期までに、控除限度金額は段階的に減額。

（出典） German tax system - Santandertrade.com; Altersentlastungsbetrag - Tabelle, Berechnung 2022 und 2021 (mehrwertsteuerrechner.de)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（4/4）

- **ドイツ連邦では、個人所得税を共有税として徴収し、連邦政府・州政府・市町村に対して、既定の配分比率で配分の後、各州間において徴税地主義に基づき再配分している。**

税収の分配

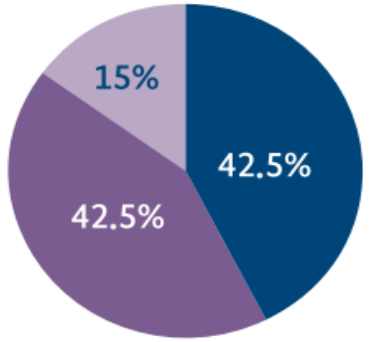
- 共有税（Gemeinschaftsteurn ）
 - 以下の税金については、連邦政府、州政府及び市町村の「共有税」として、税目別に定められた配分比率に応じて、連邦政府、州政府、市町村に配分。
 - ✓ 所得税
 - ✓ 法人税（連邦政府及び州政府のみに分配）
 - ✓ 付加価値税
 - ✓ 輸入売上税

- 税収総額に占める「共有税」の割合：74.5% （2021 年）

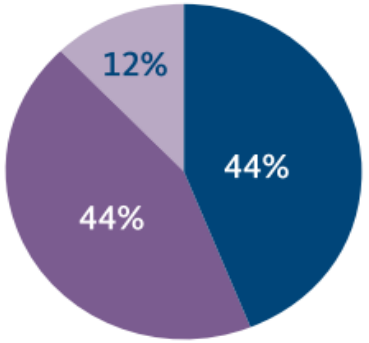
- 所得税の配分手法
 - 第一段階：垂直的分配
 - ✓ 既定の配分比率で、連邦・州・市町村に配分
 - ✓ 所得税（給与等）：42.5%・42.5%・15%
 - ✓ 所得税（キャピタルゲイン）：44%・44%・12%
 - 第二段階：水平的分配
 - ✓ 各州に帰属する税収につき、税収の一極集中を防止するため、州間で再配分する
 - ✓ 所得税は、徴税地主義（重要原則：居住地及び事業所原則）に基づき各州間で配分するため、州の財政力格差を調整する機能は有していない

共有税　配分比率

所得税（給与等）

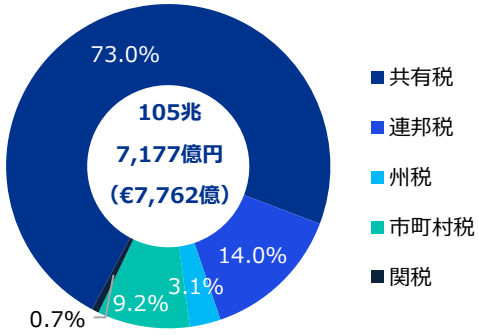


所得税（キャピタルゲイン）

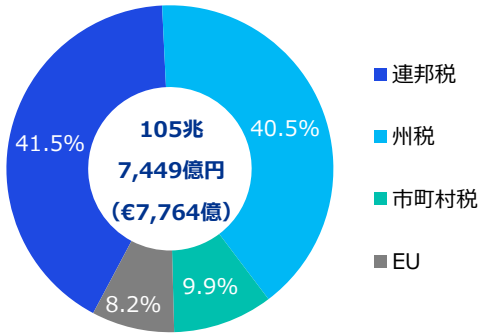




共有税分配前　税収内訳 (2018)



共有税分配後　税収内訳 (2018)



（出典） WHAT ARE TAXES AND WHAT ARE THEY USED FOR? (bundesfinanzministerium.de) , Statistisches Jahrbuch 2019 (destatis.de), Finanzen der Bundesländer: Im Schatten des Bundes - Deutsche Bank Research (dbresearch.com) 、海外調査報告書 (mof.go.jp)

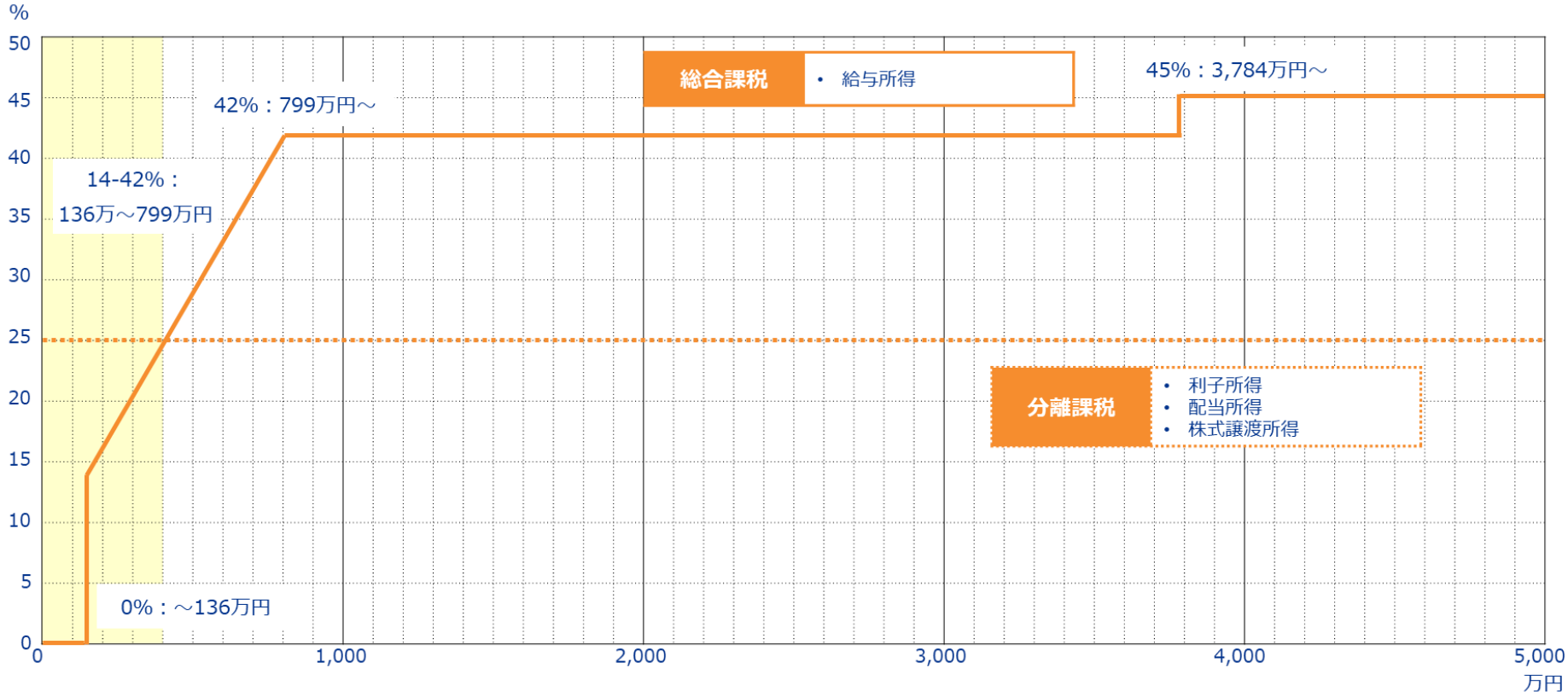
KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得に係る課税方式・税率構造

- ドイツでは、金融所得につき源泉分離課税を採用し、一律の税率を適用している。そのため、低所得者（グラフ薄黄色の所得層）は、源泉分離課税を採用している金融所得に対して、申告により総合課税を選択することにより、より有利な税率を適用できる。
- 一方で、一定水準を超える所得者（グラフ白色の所得層）は、全所得に占める金融所得の割合が増加するにつれて、個人所得税負担率が低下する。



© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

05　国際比較・考察

課税方式・税率

- **調査対象4か国の内、全ての所得に対して総合課税方式を適用しているカナダを除き、金融所得の課税方式については原則、分離課税を採用している。米国とカナダは、給与所得と金融所得ともに、累進課税を採用しているが、日本及びドイツは、給与所得は累進課税を採用する一方、金融所得は一律の税率を採用している。**

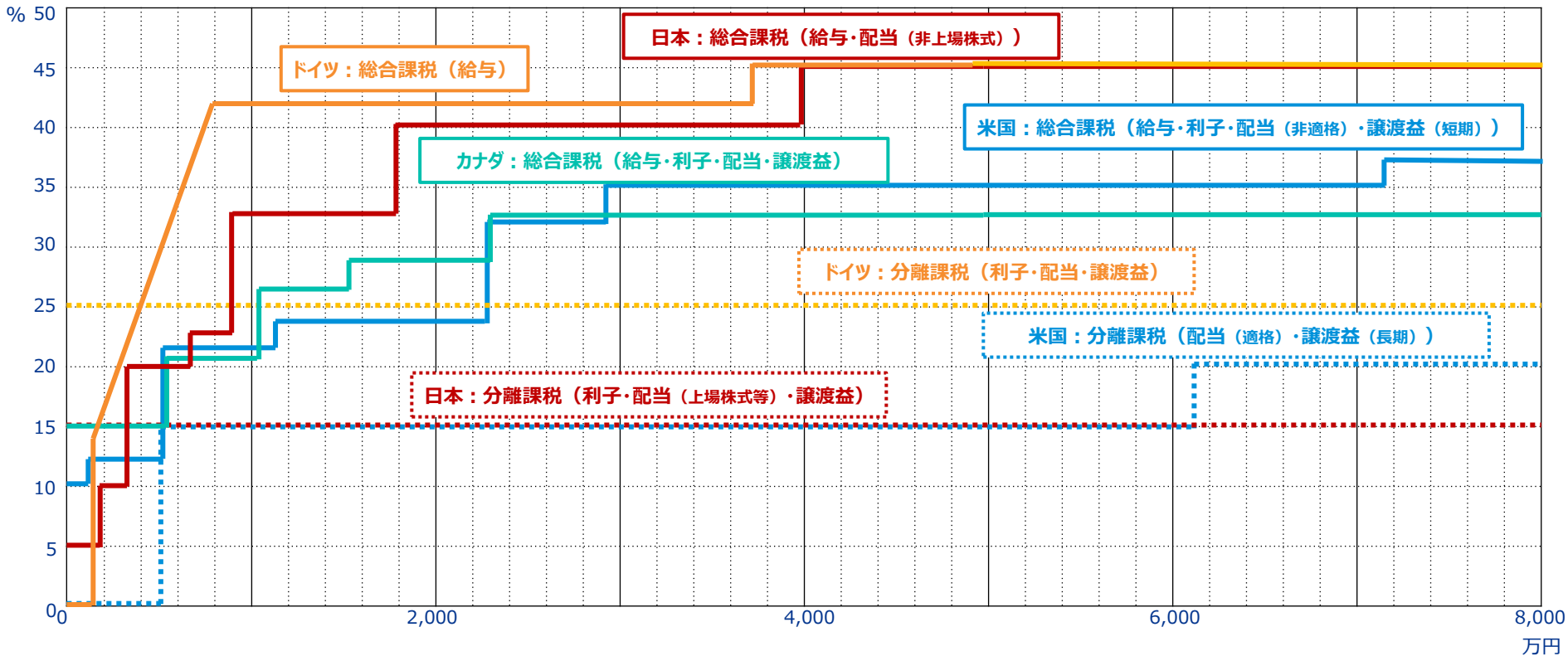
	給与等		利子		配当		株式譲渡益		
	課税方式	税率	課税方式	税率	課税方式	税率	課税方式		税率
日本	総合課税	所得税：5-45% 復興特別所得税：0.105-0.945% 都道府県民税：4% 市区町村税：6%	源泉分離課税	所得税：15% 復興特別所得税：0.315% 都道府県民税：5%	原則、源泉徴収課税 総合課税・申告分離課税の選択可 （少額の場合：申告不要可）	所得税：15% 復興特別所得税：0.315% 都道府県民税：5%	申告分離課税 申告不要：選択可		所得税：15% 復興特別所得税：0.315% 都道府県民税：5%
米国（NY州/NY市）		連邦：10-37% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%	総合課税	連邦：10-37% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%	連邦：分離課税＋ NY州/NY市：総合課税	連邦：0/15/20% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%	長期	連邦：分離課税＋NY州/NY市：総合課税	連邦：0/15/20% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%
							短期	総合課税	連邦：10-37% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%
カナダ（OT州）		連邦：15-33% OT州：5.05-13.16%		連邦：15-33% OT州：5.05-13.16%	総合課税（ただし、グロスアップ後連邦控除後の金額）	連邦：15-33% OT州：5.05-13.16%	総合課税（ただし、キャピタルゲイン×50%）		連邦：15-33% OT州：5.05-13.16%
ドイツ		所得税：0-45% 連帯付加税：0-2.475% 教会税：所得税額の8/9%	源泉分離課税（申告により総合課税の選択可）	所得税：25% 連帯付加税：1.375% 教会税：2/2.25%	源泉分離課税（申告により総合課税の選択可）	所得税：25% 連帯付加税：1.375% 教会税：2/2.25%	源泉分離課税（申告により総合課税の選択可）		所得税：25% 連帯付加税：1.375% 教会税：2/2.25%

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税率構造

- 日本及びドイツは、金融所得に対して、給与所得に対する税率とは別のフラット税率を適用しており、所得が一定水準に達すると、全所得に占める金融所得の割合が増加するにつれて、個人所得税負担率が低下する。一方で、米国とカナダは、全ての所得に対して段階的な税率を適用しており、所得水準が高まるほど個人所得税負担率が上昇する。ただし、一部の金融所得に対して低い税率・控除を設定しているため、所得に占める該当金融所得の割合が増加するにつれて、個人所得税負担率は低下する。



© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得（キャピタルゲイン）金額階級別の税負担率

- **調査対象4か国でキャピタルゲイン金額階級別の税負担率を比較すると、米国は課税所得の金額に応じて3段階の累進税率が適用されるため、カナダは総合課税のため、所得と税負担率の間に相関がみられる。日本及びドイツは、キャピタルゲインに対する税率は一定であるため、低い所得帯では相対的に税負担率が大きくなり、高い所得帯では税負担率が低くなっている。**

金融所得（キャピタルゲイン）	区分	米国（NY市）		カナダ（オンタリオ州）		ドイツ		日本	
		税額	金融所得金額階級別の負担率	税額	金融所得金額階級別の負担率	税額	金融所得金額階級別の負担率	税額	金融所得金額階級別の負担率
500万円	単身	45万円	8.90%	50万円	10.03%	132万円	26.375%	102万円	20.315%
700万円		86万円	12.28%	70万円	10.03%	185万円		142万円	
1,000万円		160万円	16.05%	101万円	10.10%	264万円		203万円	
3,000万円		678万円	22.59%	484万円	16.14%	791万円		609万円	
5,000万円		1,268万円	25.36%	993万円	19.86%	1,319万円		1,016万円	
10,000万円		2,938万円	29.38%	2,266万円	22.66%	2,638万円		2,032万円	

【税負担率推計の前提】
- キャピタルゲインのみを対象として税負担率を推計する。
- キャピタルゲインのうち、米国は長期キャピタルゲインを対象とする。
- 単身世帯の税率を適用し、控除計算は行わない。
- 総合課税と分離課税の選択が可能な場合、分離課税を選択する。
- 各国固有の税制（例：米国ではAMT、純投資所得税、ドイツでは教会税など）は推計対象に含めない。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（共通番号制度）1/2

- **共通番号制度において、米国は社会保障番号の利用範囲を特に限定していないが、他の3か国については、税務目的に限定又は、税務目的と社会保障関連のみの利用に限定している。また、日本・米国・カナダでは、共通番号の提出が義務化されているが、ドイツでは提出義務はない。**

	税務上の共通番号制度利用の有無	共通番号制度の具体的名称	対象	利用範囲	共通番号提出義務（提出相手）	提出しない場合の措置
日本	○	• 個人番号（通称、マイナンバー） • 整理番号 • 利用者識別番号	• 個人番号：住民票を持つ日本国内の全住民 • 整理番号：確定申告提出者（過去含む） • 利用者識別番号：電子申告利用者	• 個人番号：社会保障・税・災害対策分野に限定 • 整理番号及び利用者識別番号：税務目的に限定	○（雇用主）	罰則規定なし
米国（NY州/NY市）	○	• 社会保障番号（SSN） • 個人納税者番（ITIN） • 雇用者番号（EIN） • 申告書作成者番（PTIN） • 養子手続中納税者番号（ATIN）	• SSN：米国の市民、永住権を保持する居住者、及び適格非移民労働者 • ITIN：特定非居住者等、SSN取得できな人向け • EIN：事業者識別番号 • PTIN：専門家申告書作成時に発行 • ATIN：養子手続中	• 利用範囲は特に限定なし - SSNは、社会保障法（Social Security Act）において、「税・公的扶助・運転免許・自動車登録に係るあらゆる手続において、いずれの州も利用可能である」との趣旨の記載 - 利用範囲は分野レベルでの列挙はあるものの、具体的な制限はなく、日常生活に浸透	○（税務署）	• 納税者：予備源泉徴（Backup Withholding）として連邦所得税24%を源泉徴収
カナダ（OT州）	○	• 社会保険番号（SIN） • 個人納税番号（ITN）	• SIN：カナダの国民、永住権取得者、一時的居住者である納税者 • ITN：SINの取得資格がない非居住者	• 税務目的に限定 - 公的年金制度計算：カナダ年金計画（CPP）及び雇用保険プログラム（EI）） - 入力済みの電子納税申告書等	○（雇用主）	• 雇用主：1万円（罰金CA$100） • 従業員：1万円（罰金CA$100）
ドイツ	○	• 納税者識別番（IdNr）	• IdNr：ドイツの全納税者（ドイツ居住の子どもも含む）	• 税務目的に限定 - 雇用主源泉徴収額計算 - 金融機関へ投資家年間控除申請 - 入力済みの電子納税申告書作成 - 電子文書の自動処理　等	×	• 従業員：IdNrを通知するまで、雇用主は最高税率で源泉徴収 • 納税者：投資家年間控除利用不可のため、還付特別審査の申請により税金還付

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（共通番号制度）2/2

- **共通番号制度を利用して、カナダとドイツでは、電子申告の利用した場合に、支払者情報の入力済みの申告書の利用が可能である。**

	入力済み申告書利用の可否	利用条件	開始年	電子申告システム名称	自動入力可能な情報
日本	×				
米国（NY州/NY市）	×				
カナダ（OT州）	○	特定の電子申告システムを利用した場合のみ	2015年	NETFILE（EFILE：不可）	• 伝票情報：T 3、T 4（報酬報告）、T 4 A、T 4 A (OAS)、T 4 A (P)、T 4 E、T 4 RIF、T 4 RSP、T 5（投資収益報告）、T 5007、T 5008（証券取引報告） • 福利厚生伝票 • RRSP拠出金 • 授業料・教育費・教科書給付の未使用額等
ドイツ	○	電子申告システムを利用した場合のみ	自動入力の開始年不明	ELSTER（BOP）	雇用関連情報（納税者区分・賃金税額控除関連情報） 金融所得関連（投資所得情報・投資家年間控除）

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（法定資料制度）

- **4か国とも、金融所得に関する法定資料の作成が義務化されており、納税者は受領情報に基づき確定申告を行う。**

国名		金融所得		
		利子	配当	譲渡益
日本	提出先	税務署	税務署	税務署
	様式	利子等の支払調書合計表	配当、剰余金の分配、金銭の分配 及び基金利息の支払調書合計表	株式等の譲渡の対価等の支払調書合計表
米国（NY州/NY市）	提出先	IRA		
	様式	W-9 （納税者番号確認書）		
	提出先	• IRA • 受領者の州の税務当局 • 受領者	• IRA • 受領者の州の税務当局 • 受領者	• IRA • 取引者の州の税務当局 • 取引者
	様式	Form 1099-INT（利子明細書）	Form 1099-DIV （配当明細書）	Form 1099-B（株式証券等売却明細書）
カナダ（OT州）	提出先	• CRA • 受領者		• CRA • 取引者
	様式	T5（投資収益報告）		T5008（証券取引報告書）
ドイツ	提出先	• 国内銀行 • 金融機関 • 保険会社		
	様式	Steuerbescheinigung（納税証明書）		

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策_概要 1/2

租税回避行為とは、法律上明らかにされていないが、一般的には、「私法上の形成可能性を異常または変則的な態様で利用すること（濫用）によって、税負担の軽減または排除を図る行為」をいうとされ、脱税との相違点は、「脱税が課税要件の充足の事実を全部または一部秘匿する行為であるのに対し、租税回避は、課税要件の充足そのものを回避する行為である」とされている。

租税回避行為は、あくまでも法律上有効な取引を行っている点で脱税行為とは異なり、租税法規が予定しない異常または変則的な態様を用いる点で節税と異なる。

租税回避行為への対策は、対抗手段としての一般的租税回避行為否認規定（GAAR：General Anti-Avoidance Rule）と予防策としての義務的開示制度（MDR：Mandatory Disclosure Rules）などがある。

一般的租税回避行為否認規定とは、納税者が不当な税制上の利益を得るために利用した不適切な書類に対してではなく、税務当局が事業の実質に即して税規則を適用する義務を課した規定である。GAARは、一般的に不正行為を対象としており、特定の税金の特定の状況に関して適用する個別租税回避否認規定（SAAR：Specific Anti-Avoidance Rule／TAAR：Targeted Anti-Abuse Rule）とは区別される。適用される条件として、客観的要素（経済的実質）と主観的要素（意図）があるが、その範囲及び内容は各国ごとに異なる。

義務的開示制度とは、納税者または立案者（プロモーター：会計事務所、法律事務所、コンサルタント等）が、過度に課税を回避しようとする計画を立案した段階で、税務当局に報告する義務を課すことにより、法令・執行上の早期解決ひいては卑劣なスキームの販売・利用を抑止することを目的とする制度である。

OECDでは、多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に対処するため、平成24年にBEPSプロジェクトを立ち上げた。このプロジェクトにより策定された「BEPS行動計画」の12（以下、「BEPS12」という）にMDRが挙げられている。

OECDはBEPS12を公表するに際し、開示義務者、開示すべき取引の範囲、開示基準、開示手続き、報告時期などを明示するよう勧告している。そして、MDRの機能強化のために、義務を順守しなかった場合に財務的な罰則を導入すべきであるとするとともに、国内法制と首尾一貫した罰則条項を導入すべきであるとしている。

本調査では、租税回避対策として、諸外国の一般的租税回避行為否認規定と義務的開示制度を対象に調査を行う。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策_概要 2/2

- 租税回避対策のうち、一般的租税回避否認規定について、日本の現行制度上は存在しないが、類似するものとして同族会社の行為または計算の否認（法人税法第132条、所得税法第157条(注) ）が設けられている。一方、米国では2010年内国歳入法7701条o項、カナダでは1988年所得税法245条、ドイツでは2008年租税基本法42条により一般的租税回避行為否認規定が制定されている。ただし、個人の金融所得にこれらが適用された事例について、カナダにおける「Lipson vs Canada」などが存在したものの、適用事例は多くない。
- 義務的開示制度について、我が国の現行制度上、法制化されていないが、米国では現行の内国歳入法6011-4に基づき、一定規模以上の法人・個人・信託・遺産・パートナーシップ等の申告時にForm 8886 を添付することを義務付けているほか、カナダでは所得税法237条に基づき、ドイツを含むEUではDAC6指令によりEU加盟国に対し税務当局に対し納税者やプロモーターによる租税回避策の開示が義務付けられている。

（注）所得税法第157条は、税務署長は、同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主若しくは社員又はその特殊関係者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、所得等の金紙を計算することができる旨規定している。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策_各国の義務的開示制度

	米国	カナダ	ドイツ
根拠法令等	1984年（2004年改正）：連邦規則集CFR1.6011-4	1989年：所得税法237.4条 （2022年：拡張法案を公開）	2019年：欧州改正指令6（DAC6） 2021年：MDRガイダンス
報告対象機関	内国歳入庁（IRA：Internal Revenue Agency）	カナダ歳入庁（CRA：Canada Revenue Agency）	• EU加盟各国の税務当局 • ドイツ連邦中央税務庁（Budeszentralamt für Steurun）
報告義務者	• 納税者 • 2004年10月22日以降に重要な援助・助言を行うアドバイザー	• プロモーター（租税回避専門家集団） • 納税者	• 原則：仲介者（税務コンサルタント・銀行・弁護士等） • 例外：納税者
報告対象 （特定の取引）	タックス・シェルター取引 ✓ 指定取引 ✓ 守秘義務 ✓ 契約上の保護 ✓ 損失 ✓ 特筆すべき取引	取引の主な目的が税務上の便益を得ることである「（租税）回避取引」であり、かつ、所得税法に規定する3つの特徴（偶発手数料・機機密保護・契約上の保護）の内、少なくとも2つを充たしている取引である。	潜在的に租税回避に積極的であると看做す国境を越えた取引やアレンジメントであり、DAC６に基づく、「クロスボーダー・アレンジメント」の定義及び規定する特徴を少なくとも1つ以上有する取引である。
報告期限	• 報告対象取引に該当した時から90日以内 • 次回の納税申告書提出時	報告対象取引となった年の翌年6月30日	原則、発端となった事象が発生してから30日以内に報告書を提出
義務違反	【報告対象取引の報告を怠った場合】 • 指定取引に該当する場合：罰金：（2,664万円（US$200,0000）又は重要な支援・助言により受領した総所得の50%のいずれか大きい額） • その他の報告対象取引：罰金666万円（US$50,000） 【必要なリストの作成を怠った場合】 • IRAの書面による要求に応じて、20営業日以内にリストを作成できなかった場合：罰金1日当たり133万円（$10,000）	罰金：原則、プロモーター又は税務アドバイザーが受領する手数料の合計額	罰金：以下の場合、故意又は過失を問わず、罰金340万円（€25,000） • 仲介者 ✓ （適時/適切に）クロスボーダー・タックス・アレンジメントを報告しない ✓ 報告可能な情報を提供しない • 納税者 ✓ （適時/適切に）クロスボーダー・タックス・アレンジメントを報告しない ✓ （適時/適切に）納税申告書上で、クロスボーダー・タックス・アレンジメントに言及しない

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税制優遇措置及び格差是正措置

4か国とも資産形成支援策として、各種の老齢年金制度を設けている他、低・中所得者向けの税制優遇措置を講じている。米国・カナダでは、高所得者に対して、追加の課税や控除に制限を設けるなどにより、金融所得課税の所得層間の公平性を確保している。カナダ・ドイツでは、中低所得者の資産形成に配慮し、年間一定額まで金融所得が非課税となる制度を設けている。

（下線：州政府）	資産形成支援策	投資促進策	格差是正措置	
			高所得者向け	低・中所得者向け
日本	• 住宅・年金財形貯蓄 • 少額投資非課税制度（NISA） • 個人型確定拠出年金（iDeCo）			
米国（NY州/NY市）	• 確定拠出年金（Defined Contribution Plan）（通称：401(k)） • 個人退職制度（IRA：Individual Retirement Arrangements） • 529プラン	• オポチュニティ・ゾーンズ（Opportunity Zones） • 住宅の売却益控除制度	• 代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax） • 純投資所得税（NIIT：Net Investment Income Tax） • 高所得者に対する所得控除の制限	• 勤労所得税額控除（EITC：Earned Income Tax Credit）（連邦・州・市） • 子女養育費税額控除（連邦・州・市） • 養子縁組税額控除
カナダ（OT州）	• 登録退職貯蓄年金（RRSP：Registered Retired Savings Plan）	• 非課税貯蓄口座 (TFSA：Tax-Free Savings Account) • 住宅アクセシビリティ控除（HATC：Home Accessibility Tax Credit） • 2023年開始予定初回住宅貯蓄口座非課税制度（FHSA：Tax-Free First Home Savings Account ）	• 代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax）	• 連邦基礎個人税額控除 • カナダ児童手当（CCB：Canada Child Benefit） • 児童障害手当（CDB：Canada Disability Benefit） • カナダ勤労給付（CWB：Canada Workers Benefit）（連邦・州） • GST/HST控除 • 子女養育費税額控除（Ontario Child Care Tax Credit） • 高齢者在宅介護税額控除（Ontario Seniors Care at Home Tax Credit） • 税額減額（Ontario Tax Reduction）
ドイツ	• 老齢資産法（Altersvermögensgesetz）に基づく課税方式変更 • リュースター年金（Reister Rente） • リューリップ年金（Rürup Rente） • 非現金給付（Sachzuwendungen）	• 投資家年間控除（Freistellungsauftrag）		• キンデルズシュラグ児童手当（Kinderzuschlag）

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

考察

本章の位置づけ

- 本章は、これまでに行った調査対象国の調査と各国比較を通じて、諸外国における個人の金融所得課税の仕組みを明らかにし、所得階層間の税負担の公平性を確保する観点及び中低所得者の資産形成に与える影響に配慮する観点等から調査・分析を行い、我が国における望ましい金融所得課税のあり方について検討することを目的として調査・考察を行ったものである。以下、諸外国における金融所得課税に関する考察のまとめるとともに、本調査における総合意見を付する。

税負担率等の公平性を促す仕組み

- 米国では、金融所得を含む全ての所得を合算した金額で適用される税率が決定されるとともに、適格配当所得および長期キャピタルゲインについて３段階の累進税率が設定されている。その結果、キャピタルゲインへの課税額で見ると、所得と税負担率との間にある程度の正の相関関係がみられ、一律税率の場合と比較して低所得者の税負担が軽減されている。カナダでは、金融所得を含む全ての所得を対象として累進税率が設定されているため、所得と税負担率との間に正の相関関係がみられ、低所得者層の税負担率は一律税率の場合と比較して低く抑えられている。
- 一方、日本では配当所得は総合課税との選択制であるものの、キャピタルゲインや利子所得について分離課税かつ一律の税率が定められているため、多段階の累進税率が設定されている場合と比較して低所得者層では税負担が高く、高所得者層では税負担が低くなっている。利子所得と分離課税を選択した場合の配当所得も単一税率が適用されているため、同様の結果となることが想定される。
- 日本においても、低所得者層の負担軽減を図り課税の公平性を強化するため、株式等の譲渡所得等や利子所得について、現行の分離課税の税率を引き上げた多段階の累進税率を導入するとともに、総合課税との選択制とすることが考えられる。
- 地方税の観点からみると、米国やカナダでは連邦税とは別途、州固有の税制が定められ、金融所得を含め、全ての所得を対象に総合課税にて個人所得税が賦課されている事例も見られた。これは、米国やカナダの州は連邦と同等の主権を有しており、徴税権もその一つであると解されているためである。
- 日本の地方公共団体では、地方税法において税率や所得控除、税額控除が一律で定められており、株式等の譲渡所得等に対する分離課税については、国税である所得税と地方税である個人住民税が一体として設計されている。
- この点、令和5年度税制改正大綱をみると、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」は、国税のみ適用するとされ、地方税は措置されていない。この制度は金融所得課税に特化したものではないものの、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられることに鑑み、地方税においても税負担のさらなる公平性を担保するため、引き続き国税と地方税一体となった制度設計を進めるとともに、地方税ではどのような方策が考えられるのか検討すべきであろう。

課税の公平性を促す税制

- 最高税率を引き上げ多段階税率の設定によって所得階層間の税負担率の公平性を確保したとしても、過度な租税回避行為により、税負担率を著しく低下させようとすることは、課税の公平性を損なうものとなりうる。
- 過度な租税回避行為への対策としては、代替ミニマム税のような最低納税額を確保する税制のほか、対抗手段としての一般的租税回避行為否認規定と予防策としての義務的開示制度などがある。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

考察

- 米国やカナダで導入されている代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax）は、高額納税者に対して、キャピタル・ゲインや配当所得控除に制限を設けるなど、通常の税額計算とは別の計算方式により算出した最低税金額を追加的に負担させる制度である。また、米国では、高額納税者の有する純投資所得（金融所得・賃貸料・不適格年金等）に対して、純投資所得税（NIIT：Net Investment Income Tax）として、一定の税率（3.8%）を賦課することや、高所得者の所得控除の計算に際して、住宅ローン利子や医療費等の項目別控除及び定額控除に制限を設けている。
- 代替ミニマム税は、所得控除や税額控除を過度に利用した節税を防止し、最低納税額を確保する税制であり、納税者と税務当局の税務手続に伴う負担を犠牲にしても課税の公平性を優先すべきとして導入されたものと推察される。創設当初こそ高所得者の納税額がゼロだったことを背景として、高所得者を主な対象としたものであったが、数々の改正を経て、現在では適用対象が中所得者層にまで広がりつつある。そのため、高所得者を対象とする税制か否かについては様々な解釈がみられる。
- 代替ミニマム税を導入するうえで課題となるのは、納税者の税務手続きに係る負担の増大である。代替ミニマム税の申告義務を負うかどうかは、実際に計算しないと判明しないため、代替ミニマム税の納税義務を負う者は、通常の所得税の計算に加え、代替ミニマム税の計算も行わねばならない。そのため、代替ミニマム税の導入を検討する際は、課税の公平性と納税者と税務当局の税務手続に伴う負担を比較衡量した上で、対象者が過度に広がらないようにするとともに、可能な限り簡素化を視野に入れて制度設計すべきであろう。
- この点、日本では、代替ミニマム税と類似する税制として、令和5年度税制改正大綱において、「きわめて高い水準の所得に対する負担の適正化（案）」として、基準所得金額*1から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が基準所得税額*2を超える場合に、その超える金額に相当する所得税を課す措置を、令和7年分以後の所得税から適用するとしている。
- この税制は、「極めて高い水準の所得」を有する納税者を対象とする制度であり、米国やカナダよりも極めて高額な控除金額が設定されている点で、適用対象が過度に広がらず、納税者と税務当局の税務手続の簡素化が図られているものと考えられる。
- 次に、一般的租税回避行為否認規定と義務的開示制度について、米国、カナダ、ドイツでは導入されているが、日本では包括的な一般的租税回避行為否認規定と義務的開示制度は法制化されていない。
- これらの制度は税制の国際的調和と過度な租税回避行為の予防に資するものであるが、制度設計にあたって留意点がある。
- 一般的租税回避行為否認規定とは、納税者の選択した法形式にかかわらず経済的実態に即した課税を行う規定で、全ての取引を対象とする。一般的租税回避行為否認規定の導入の際、課題として考えられるのは、税務当局による権限濫用の可能性である。一般的租税回避行為否認規定の性質上、取引に対する明確な課税要件が定められていないことからその発動要件が曖昧にならざるを得ないという問題が生じる。この点、カナダでは第三者委員会を設置して納税者の保護を図っている。
- 日本において一般的租税回避行為否認規定の導入を検討する際は、第三者委員会の設置が主要な検討事項になるものと考えられる。
- 義務的開示制度とは、納税者または立案者が、過度に課税を回避しようとする計画を立案した段階で、税務当局に報告する義務を課すことにより、法令・執行上の早期解決ひいては卑劣なスキームの販売・利用を抑止することを目的とするものである。

*1：基準所得金額とは、配当所得等の特例や上場株式等の譲渡による所得の特例による申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額（特別控除後の金額かつ源泉分離課税の対象となる所得を含まない）をいう。
*2：基準所得税額とは、基準所得金額に係る所得税額（外国税額控除を適用しない場合で附帯税等を除く）をいう。

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

考察

- 日本において義務的開示制度の導入を検討する際は、立案者及び納税者に過度な事務負担を強いることのないよう、客観的な基準を用いて開示対象となる取引を特定することや、開示の対象範囲や罰則等について、他国の制度から大きく乖離しないようにすることが必要と考える。

中低所得者の資産形成を支援する仕組み

- 所得格差是正の観点からは、高所得者向けの税制を導入するだけでなく、中低所得者向けの資産形成を支援する仕組みを整備することも必要と考える。
- カナダでは、貯蓄目的に関係なく、年間一定金額につき、生涯を通じて、非課税で貯蓄・運用・引き出し可能な非課税貯蓄口座制度があり、ドイツでは金融所得及びそれ以外の投資所得に対する定額の所得控除であり、年間一定金額につき、投資所得が非課税となる投資家年間控除制度がある。
- 米国では、教育資金確保を支援するため、教育目的の積立金に対して、運用益の課税繰延、所得控除等の税制優遇措置を設けた529プランという制度があり、税制優遇措置に加えて、親の所得水準に応じて州が一定額を給付するなどの工夫を行っている事例もある。また、州が運営している点で、州税の恩恵を受けることができ、地方税の観点からも注目に値する。
- 日本では住宅・年金財形貯蓄や個人年金積立に係る非課税制度、子や孫の将来の資産形成を支援するジュニアNISAなどは整備されているが、教育資金積立に特化した税制優遇措置は導入されていない。
- 都道府県で教育資金の積立への税制優遇措置を検討する場合、教育資金口座の運用益に課される地方税部分を減税または非課税とすることが考えられる。加えて、親の所得水準に応じて自治体が一定額を給付するなどで、中低所得者向けの資産形成の支援を強化することが考えられる。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

本報告書は、東京都の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である東京都に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.